



第15回 住まい×介護×医療展 2022 in東京
持続可能な福祉社会へ

高齢者向け住まい等の 紹介事業のあり方について

紹介事業者届出公表制度の創設を踏まえて

2022年7月26日

株式会社長谷工総合研究所
取締役 主席研究員 吉村直子

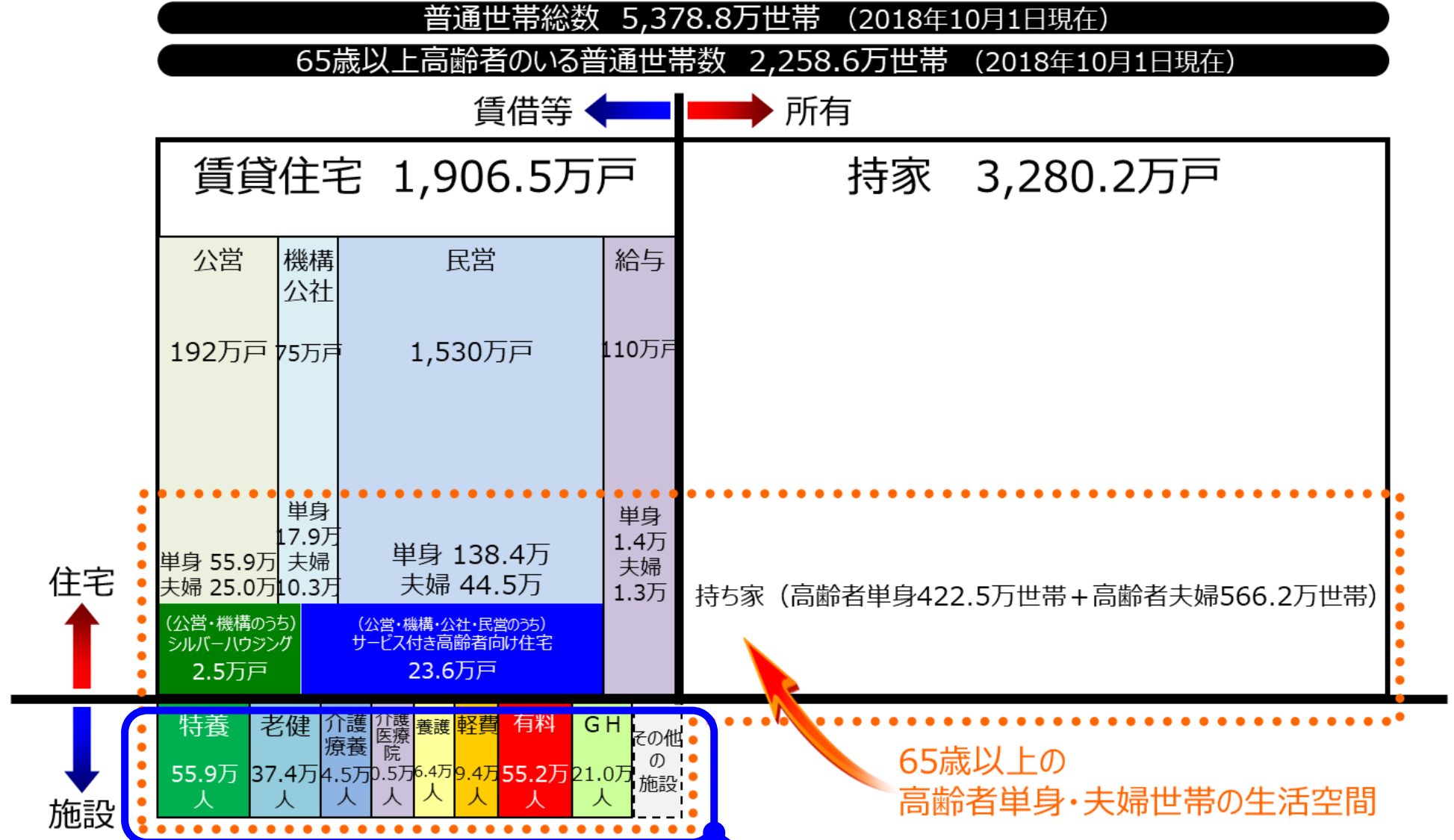
1. 高齢者向け住まいの概況

- 1-1. 高齢者の居住状況
- 1-2. 高齢者向け住まいの概要
- 1-3. 高齢者向け住まいの市場動向
- 1-4. 消費者の高齢者向け住まい探し

1-1 高齢者の居住状況：一般住宅と高齢者向け住まいのストック

高齢者向け住まいに住む高齢者は190万人超(2018年)

- 【図の注釈】
- 1) 住宅戸数等の住宅ストックに関するデータは、総務省「平成30年住宅・土地統計調査」による(2018年10月1日現在)。高齢者夫婦とは、少なくとも一方が65歳以上の夫婦のみ世帯。
 - 2) 「公営」とは公営の賃貸住宅、「機構」とは都市再生機構(UR都市機構)の賃貸住宅、「公社」とは都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅、「民営」とは国・都道府県・市区町村・都市再生機構・公社の賃貸住宅または給与住宅以外の民間の賃貸住宅、「給与」とは社宅や公務員住宅など、会社・官公庁・団体などが従業員を居住させている住宅をさす。
 - 3) シルバーハウジングの戸数は、高齢者住宅財団「高齢者住宅必携 平成30年度版」による(2017年3月末現在)。
 - 4) サービス付き高齢者向け住宅の戸数は、一般社団法人高齢者住宅協会「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」による(2018年10月末現在)。ただし、当該日時点で登録されているものが対象となっており、建物竣工前や入居開始前のもも含まれる。
 - 5) 特養(特別養護老人ホーム)、老健(介護老人保健施設)、介護療養(介護療養型医療施設)、介護医療院、GH(認知症高齢者グループホーム)の定員は「平成30年介護サービス施設・事業所調査」、養護(養護老人ホーム)、軽費(軽費老人ホームA型・B型・ケアハウス・都市型軽費老人ホーム)、有料(有料老人ホーム)の定員は「平成30年社会福祉施設等調査」による(いずれも2018年10月1日現在)。



※有料老人ホームの定員はサービス付き高齢者向け住宅であるものを除いた数値である。

高齢者向け住まい居住者 190万人超

1-2 高齢者向け住まいの概要①：法令・制度のしくみ

高齢者向け住まいと関連法制度

【特別養護老人ホーム】

● 老人福祉法で認可を受けた特別養護老人ホームが、介護保険法の指定を受けた介護老人福祉施設となる。老人福祉法では措置施設でもあり、介護保険法では契約施設である。

【介護老人保健施設】

● 介護老人保健施設の開設根拠は、介護保険法に規定される。介護保険法で許可を受ければ、あらかじめ指定を受ける必要はない。

【介護療養型医療施設】

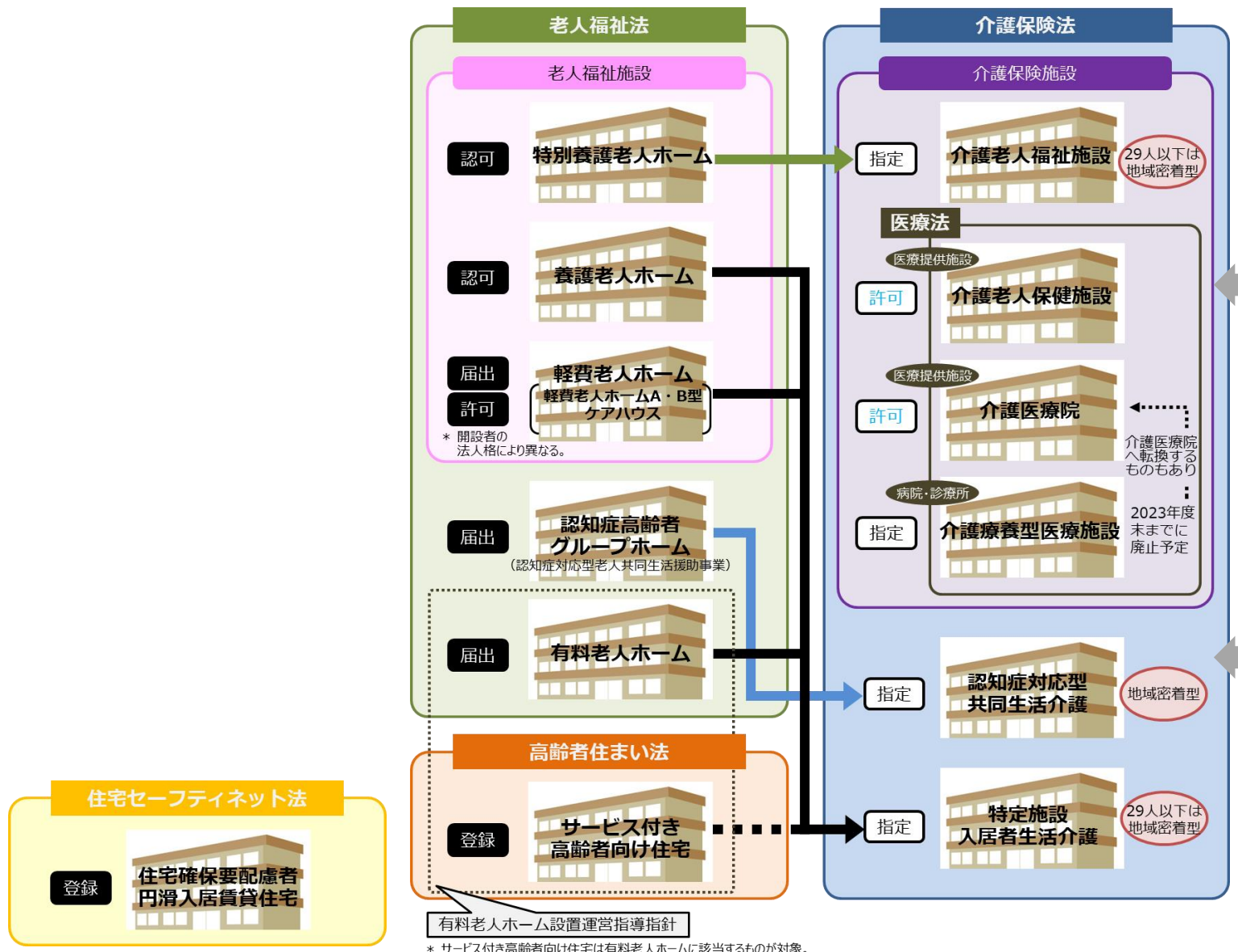
● 病院・診療所・老人性認知症疾患療養病床を有する病院が、原則として病棟単位に介護保険の指定を受けることができる。2012年4月以降の新規開設は認められておらず、2023年度末に廃止予定。

【介護医療院】

● 開設根拠は、介護保険に規定される。介護保険法で許可を受ければあらかじめ指定を受ける必要はない。

【特定施設入居者生活介護】

● 特定施設とは、有料老人ホーム（介護付）、養護老人ホーム、軽費老人ホームをいう。特定施設のうち介護保険法上の指定基準を満たすと、特定施設入居者生活介護の指定を受けることができる。



- ### 福祉関連の法令・制度
- 社会福祉法
 - 社会福祉士及び介護福祉士法
 - 児童福祉法
 - 障害者総合支援法
 - 生活保護法
 - 生活困窮者自立支援法
 - 高齢者虐待防止法
 - 高齢者医療確保法 等

- ### 建築関連の法令・制度
- 都市計画法
 - 建築基準法
 - 消防法
 - 耐震改修促進法
 - バリアフリー法
 - 省エネルギー法
 - 住生活基本法
 - 住宅品確法
 - 福祉のまちづくり条例 等

住宅セーフティネット法

登録

住宅確保要配慮者
円滑入居賃貸住宅

高齢者住まい法

登録

サービス付き
高齢者向け住宅

有料老人ホーム設置運営指導指針

* サービス付き高齢者向け住宅は有料老人ホームに該当するものが対象。

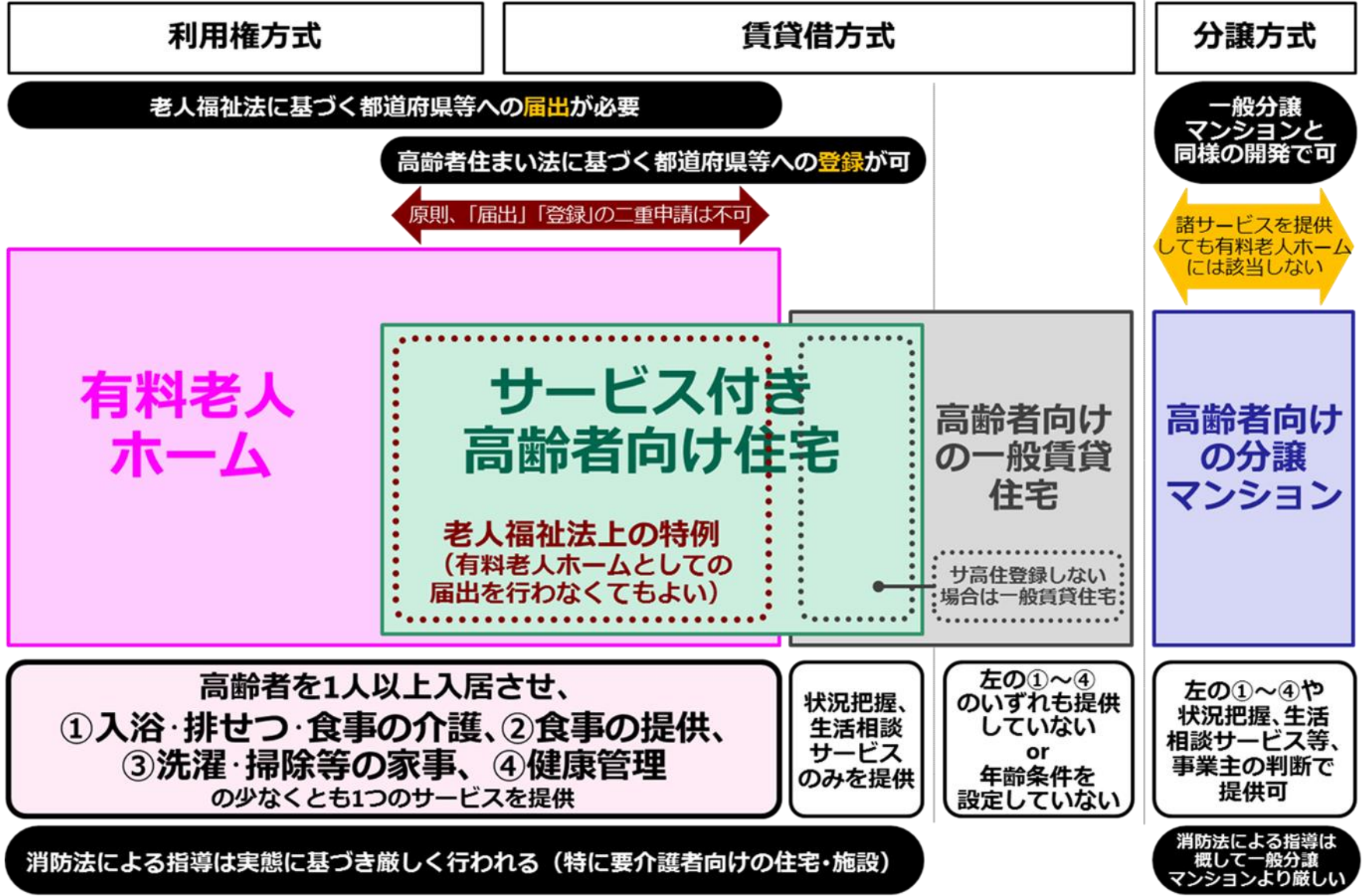
1-2 高齢者向け住まいの概要②：施設種別規定の法的解釈

有料老人ホームか？サ高住か？
 どちらの種別に相当するかの判断

■ 利用権方式か賃貸借方式の高齢者住宅では、**高齢者を1人以上入居させ**、
 ① 入浴・排せつまたは食事の介護
 ② 食事の提供
 ③ 洗濯・掃除等の家事
 ④ 健康管理
 の少なくとも1つのサービスを供与すれば老人福祉法上の**有料老人ホーム**に該当し、都道府県知事等への届出が求められる（老人福祉法で規定される老人福祉施設、認知症高齢者グループホームは除く）。

■ サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）も上記①～④のサービスのいずれかを提供していれば、法的解釈として有料老人ホームの位置づけとなるが、高齢者住まい法に基づく所定の住宅基準（規模・設備等）やサービス基準、契約関連基準を満たした上で都道府県・政令市・中核市に登録を行えば、老人福祉法に定める有料老人ホームの届出等に関する規定は適用されない。（つまり、“本籍地は有料老人ホーム、現住所はサ高住”ということになる。）

※ 現在登録されているサ高住のうち95%は「食事提供あり」のため、基本的にはほとんどのサ高住が有料老人ホームに該当ということになる。

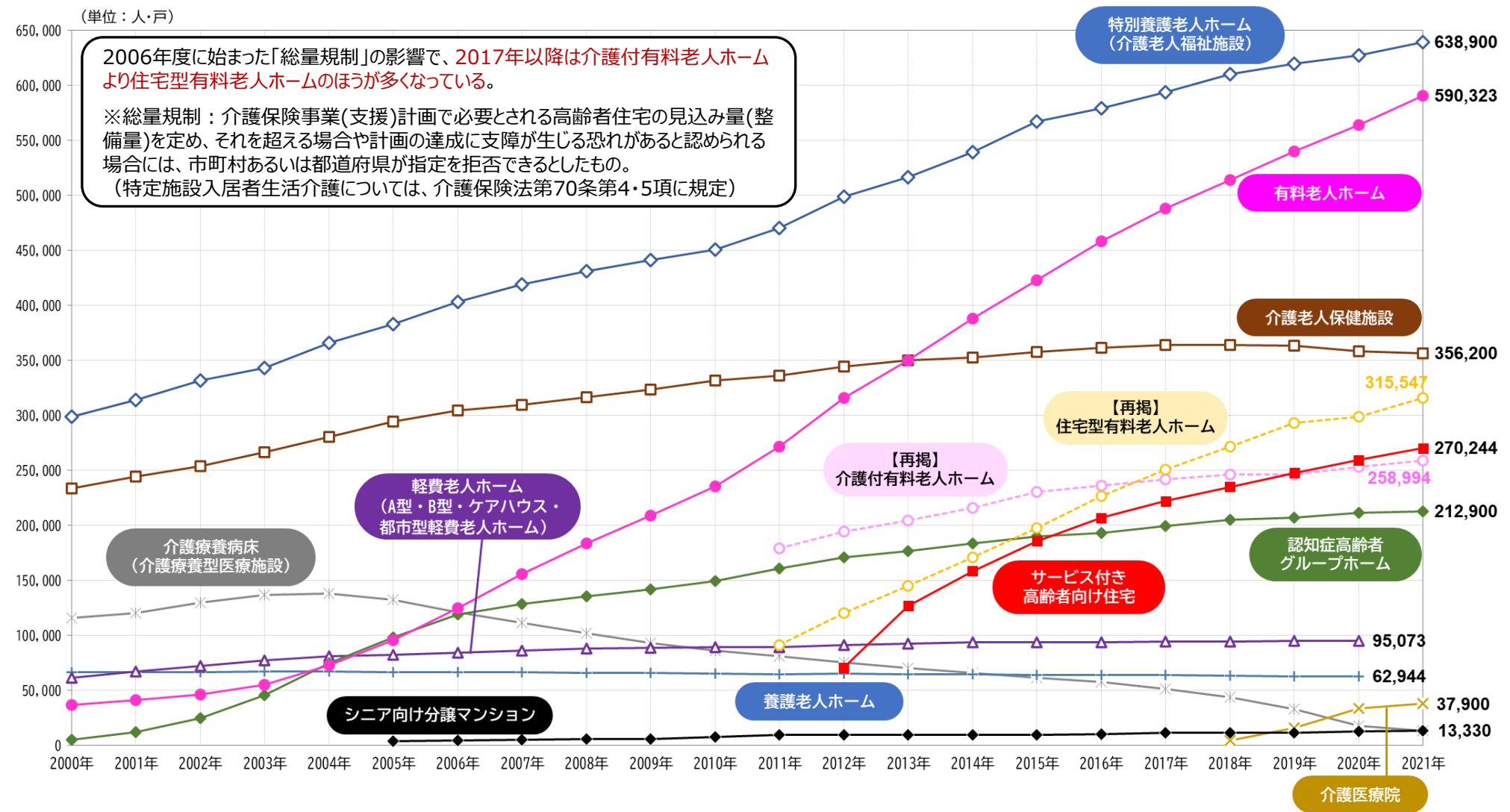


1-3 高齢者向け住まいの市場動向①：利用者数等の推移

介護保険制度創設とともに 要介護者向け施設が増加

- 【図の注釈】
- 1) 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)、介護老人保健施設、介護療養病床(介護療養型医療施設)、介護医療院、認知症高齢者グループホームは、2000年・2001年は「介護サービス施設・事業所調査」(10月1日時点)、2002年～2017年は「介護給付費等実態調査」(10月審査分、定員ではなく利用者数)、2018年以降は「介護給付費等実態統計」(同)による。
 - 2) 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)は、介護福祉施設サービスと地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を合算したもの。
 - 3) 認知症高齢者グループホームは、2000年～2004年は痴呆対応型共同生活介護、2005年以降は認知症対応型共同生活介護により表示(短期利用を除く)。
 - 4) 養護老人ホーム、軽費老人ホーム(A型・B型・ケアハウス・都市型軽費老人ホーム)は、「社会福祉施設等調査」による(10月1日時点)。2009年～2011年は調査票の回収率から算出した推計値であり、2012年以降は基本票の数値である(利用者数ではなく定員)。
 - 5) 有料老人ホームは、厚生労働省老健局の調査による(7月1日時点、利用者数ではなく定員)。2020年・2021年は(株)タムラプランニング&オペレーティング資料による(4月現在、定員)。
 - 6) サービス付き高齢者向け住宅は、「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」による(9月30日時点、利用者数ではなく登録戸数)。
 - 7) シニア向け分譲マンションは、(株)タムラプランニング&オペレーティング資料による(原則として10月時点、利用者数ではなく戸数)。

高齢者住宅・施設およびシニア向け分譲マンションの利用者数等の推移 (2000-2021年)



1-3 高齢者向け住まいの市場動向②：施設数・居室数・定員

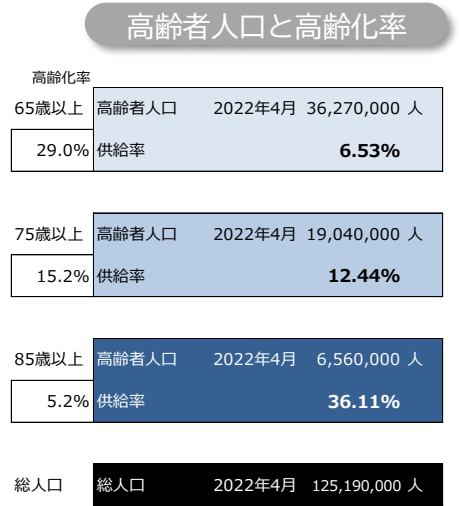
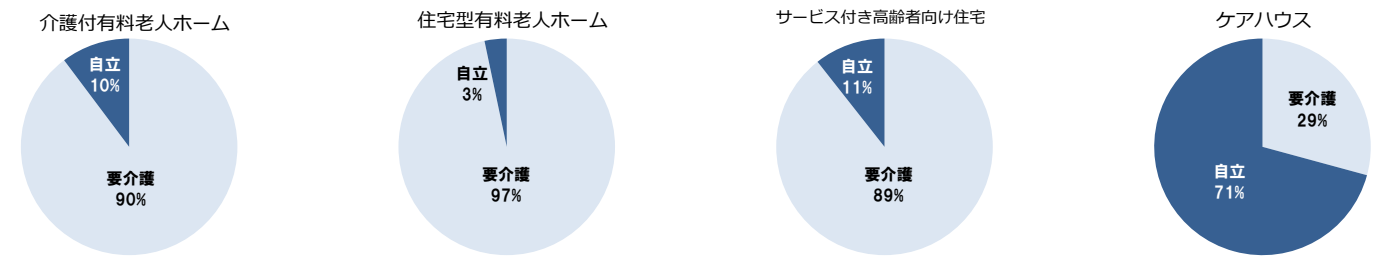
2022年4月現在

営利法人参入可能な分野は市場全体の半分、要介護者向けの有料老人ホームとサ高住が急増

- 2022年4月現在の高齢者向け住まいの供給状況をみると、施設総数約5.7万カ所、居室総数230.2万室、定員236.9万人分となっている。供給率(高齢者人口に対する定員の割合)は、75歳以上人口に対して12.4%、85歳以上人口に対して36.1%となっている。
- 営利法人が参入できる分野は限られているものの、介護保険制度創設以降、有料老人ホームが急増し、また2011年以降はサ高住も増えているため、高齢者向け住まい市場全体の47%を営利事業が占めている(2008年10月時点では26%だった)。この比率は今後も徐々に上昇していくものと思われる。
- 介護保険制度の創設を機に民間の高齢者向け住まい事業が拡大してきたが、大半は介護報酬に依拠した要介護者向け事業であり、自立者向け事業は居室ストックが増えないまま、相対的にその割合を小さくしている。【下・円グラフ】

領域	名称	所管庁	法人格別の参入可能領域			施設数 (カ所)	居室(床)数 (室)			定員			1施設あたり居室(床)数
			営利法人	社会福祉法人	医療法人		要介護者	自立者	合計	人数	前年同期比伸び率	領域別ストック	
営利法人の参入可能	有料老人ホーム	厚生労働省	○	○	○	15,572	518,553	35,801	554,354	598,101	4.0%	109.8万人 (46.4%)	35.6
	介護付					4,320	220,804	25,226	246,030	264,213	2.0%		57.0
	住宅型					11,232	297,749	10,160	307,909	333,325	5.6%		27.4
	健康型					20	-	415	415	563	0.0%		20.8
	認知症高齢者グループホーム	厚生労働省	○	○	○	14,129	222,081	-	222,081	222,081	1.2%		15.7
	サービス付き高齢者向け住宅	国土交通省 厚生労働省	○	○	○	8,019	243,460	28,923	272,383	278,168	3.0%		34.0
営利法人の参入不可	無届ホーム	(規制外)	○	○	×	277	5,400	1,531	6,931	7,398	5.2%	2.4万人 (1.0%)	25.0
	シニア向け分譲マンション	(一般住宅扱い)	○	○	×	86	-	13,817	13,817	16,580	3.7%	160.7	
	軽費老人ホーム(A型・B型)		×	○	×	205	121	11,821	11,942	14,306	0.0%	17.3万人 (7.3%)	58.3
	ケアハウス		△(PFI)	○	○	2,128	24,410	59,127	83,537	95,362	0.4%	66.8	
	介護老人ホーム		×	○	×	946	27,774	35,401	63,175	63,175	-0.2%	90.8	
	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	厚生労働省	×	○	×	10,246	649,809	-	649,809	649,809	1.5%	107.4万人 (45.3%)	63.4
介護老人保健施設		×	○	○	4,083	370,798	-	370,798	370,798	-0.2%	35.2		
介護療養型医療施設(介護療養病床)		×	△	○	384	13,530	-	13,530	13,530	-32.2%	59.7		
介護医療院		×	○	○	666	39,741	-	39,741	39,741	14.3%	40.6		
総計						56,741	2,115,677	186,421	2,302,098	2,369,050	2.9%	(100.0%)	40.6

■ 自立向け・要介護者向けの割合 (居室ベース)



※人口は2022年4月1日現在概算値

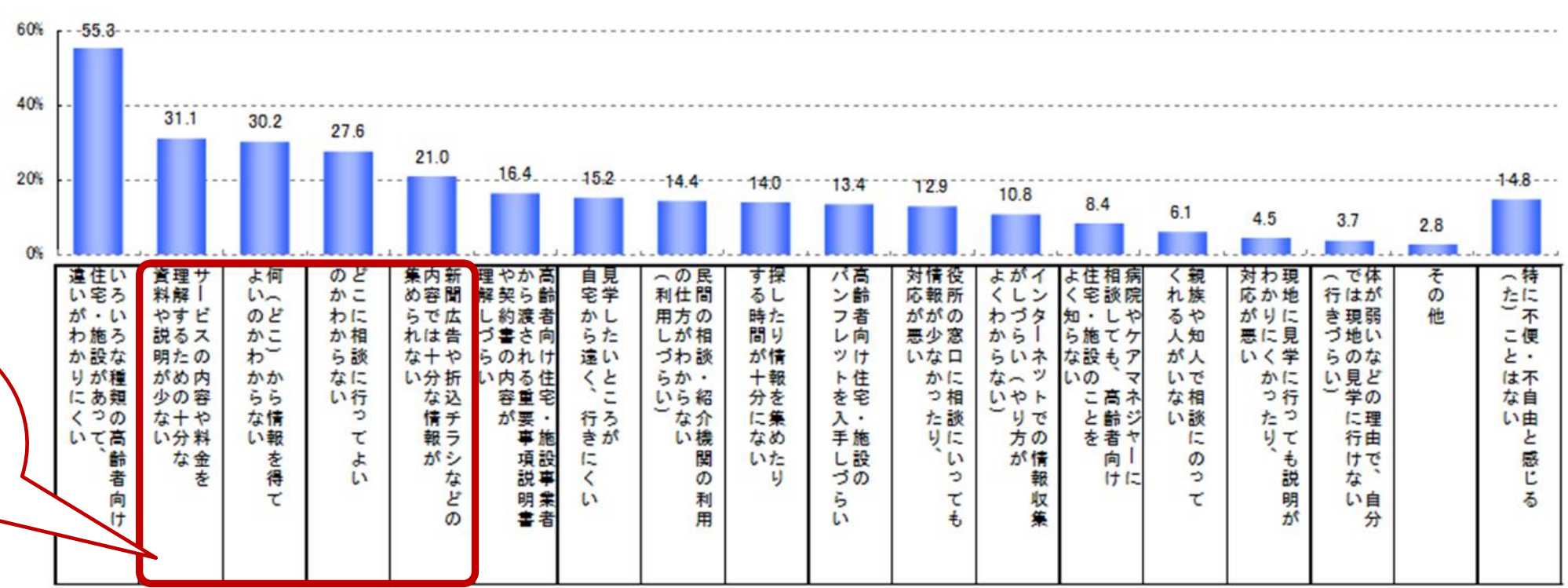
注1) 各施設の施設数・居室数および有料老人ホーム・無届ホームの定員のデータ出所は(株)タムプランニング&オペレーティング。
 注2) 認知症高齢者グループホーム、養護老人ホーム、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院は、居室数と定員を同一とした。
 注3) サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、ケアハウスの定員は、要介護者向けは1室あたり1人、自立者向けは1室あたり1.2人として試算。
 注4) シニア向け分譲マンションの定員は、1室あたり1.2人として試算。
 注5) サービス付き高齢者向け住宅は2022年4月までに登録されたもの、それ以外の高齢者住宅・施設は2022年4月までに開設されたものを対象としている。
 注6) 有料老人ホームの届出も行っているサービス付き高齢者向け住宅は有料老人ホームとして集計した。

1-4 消費者の高齢者向け住まい探し①：情報収集の難しさ

■ 検討開始から入居までのフロー



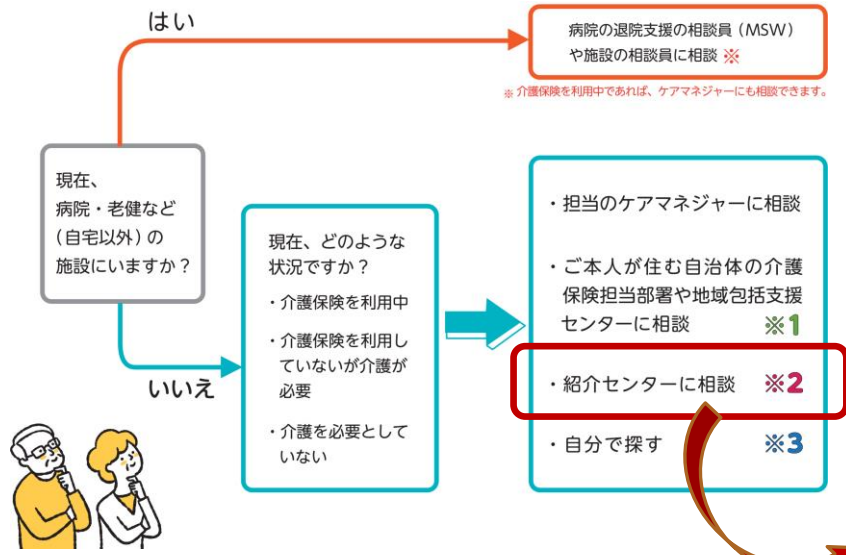
■ 高齢者向け住まいの情報収集時に不便・不自由と感ずること（消費者向けアンケート調査）



情報を「何から」「どのようにして」集めてよいかわからない人が多い

1-4 消費者の高齢者向け住まい探し②：情報収集のための支援

● 2019年度から3か年にわたり、厚生労働省の老健事業において「高齢者向け住まい等の紹介の在り方に関する調査研究」が行われた。2019年度には、調査研究の成果の一つとして、リーフレット『高齢者向け住まいの選び方ガイド』が制作された。



※2 高齢者向け住まいの『紹介センター』に相談する

たくさん的高齢者向け住まいがある都市部を中心に、“老人ホームの紹介センター”などと呼ばれるサービスがあります。高齢者向け住まいを探している方に、電話、対面、インターネットなどを通じて、住まいを紹介してくれます。資料請求をする際、ご覧のホームページが、住まいの運営事業者が紹介センターのどちらなのかを確認した上で、資料請求しましょう。



仕組み

● 提携先の住まいを紹介
紹介センターへの相談・資料請求は基本的に無料です。一方、紹介センターは入居が決定した後、その高齢者向け住まいから「紹介手数料」を受け取ります。そのため、基本的に提携先の住まいを紹介されます。地域にどのような高齢者向け住まいがあるかホームページなどで確認するとともに、紹介された住まいを実際に確かめて、ご本人に合った住まいを選びましょう。
※一部未提携の介護施設を紹介している紹介センターもあります。



メリット

- 居住エリアや予算などで条件を絞り込んでから、施設を比較検討できる
- ほとんどの紹介センターが無料で利用できる
- 高齢者向け住まいの資料の見方や選び方について相談できる

2. 高齢者向け住まい等の紹介事業と 「紹介事業者届出公表制度」

- 2-1. 紹介事業者に関する法的理解**
- 2-2. 紹介事業をとりまく現状と課題**
- 2-3. 高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度**
- 2-4. 今後の展望**

2-1 紹介事業者に関する法的理解①：三者の関係

- 紹介事業者と高齢者向け住まい運営事業者との間では、(1)高齢者向け住まいの運営事業者から提供される情報を、紹介事業者が適切に入居検討者に伝え、(2)紹介事業者が入居検討者を高齢者向け住まい運営事業者に紹介し、(3)入居契約が締結された場合に、紹介手数料が高齢者向け住まい運営事業者から紹介事業者を支払われるという契約が締結されることが多い。
- 上記の契約に基づき、紹介事業者と入居検討者との間では、①紹介事業者は、入居検討者との相談等を通してその意思決定を支援しながら、②入居検討者の希望に応じた高齢者向け住まいの情報を提供し、③入居検討者の高齢者向け住まいの見学に同行するなどして、入居契約につながるようなサポートが行われる。
- 紹介事業者は、**入居検討者の意思決定支援を行いながら、その希望に応じた「情報提供」を行うという業務を、高齢者向け住まいの運営事業者から委託されたもの**ということができる。



2-1 紹介事業者に関する法的理解②：グレーゾーン解消制度による解釈

- 高齢者向け住まいの紹介事業は、**産業競争力強化法の「グレーゾーン解消制度」**に基づき公表されている経済産業省の文書によれば、宅地等の売買、交換および貸借の代理・媒介には該当しないとされている。

経済産業省／平成29年11月6日

老人ホームに関する情報提供サービスに係る宅地建物取引業法の取扱いが明確になりました ～産業競争力強化法の「グレーゾーン解消制度」の活用～

産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」について、経済産業省所管の事業分野の企業からの照会に対して、回答を行いました。

1. 「グレーゾーン解消制度」の活用結果

今般、老人ホームへの入居を検討している高齢者（以下「入居検討者」という。）に対し、提携する事業者の運営する老人ホーム情報を提供し、成約時に当該事業者から紹介手数料を収受するサービスを検討している照会者より、このように、老人ホーム情報を入居検討者に提供する行為が宅地建物取引業法第二条第二号の「宅地建物取引業」に該当するかについて照会がありました。

関係省庁が検討を行った結果、以下の回答を行いました。

- 照会者は、自ら宅地等の売買及び交換の当事者となるものでも、宅地等の売買、交換及び貸借の代理をするものでもない。
- また、照会書に記載された新事業活動の仕組みでは、物件の説明は提携する事業者が行い、また、入居条件の交渉及び調整の行為は、入居検討者と提携する事業者の間にて行い、照会者は関与しないことなどから判断して、照会者が宅地等の売買、交換及び貸借の媒介をするものでもない。
- 以上のことから、**照会者の行為は宅地建物取引業法第二条第二号の「宅地建物取引業」に該当しない。**

2-2 紹介事業をとりまく現状と課題①：紹介事業の実態

- 2019年度から3か年にわたり、厚生労働省の老健事業において「高齢者向け住まい等の紹介の在り方に関する調査研究」が行われた。2020年度には、紹介事業者、高齢者向け住まい事業者、ケアマネ事業所へのアンケート調査を実施し、実態を把握した。

紹介事業者



回答数：104施設

- 紹介事業の売上高が年3,000万円未満、総事業所数1か所、従業員10人未満といった小規模事業者が多くを占める。
- 具体業務は、「施設見学の手配」、「見学への同行」、「対面での個別相談」、「入居後フォロー」、「電話等による個別相談」等。
- 提携する高齢者向け住まい事業者(法人)数は、平均146社、施設数は同1,541施設。
- 相談件数は、平均58件/月。このうち実際に成約に至る割合は平均35%。成約後入居先は介護付有老が最も多い。
- 課金形態は成功報酬型がほとんど。入居先から受領した紹介手数料は平均23万円(都市部24万円、地方部19万円)。

ケアマネジャー



回答数：1,602施設

- 利用者に高齢者向け住まいを紹介する際に困っているのは、「料金体系が複雑」、「サービス内容の違いがわからない」、「施設の数が多くて把握できない」等。特に都市部では、施設数の多さにより情報把握ができていない傾向が強い。
- 紹介事業者の存在を知っているケアマネ事業所は7割。紹介事業者を利用者に案内する理由は、「有老・サ高住に関する知識や情報が不足しているため」、「入居を急ぐケースがあるため」等。
- 紹介事業者を案内していない理由は、地方部の場合、「事業所内で有老・サ高住の情報を把握できている」から。

高齢者向け住まい事業者

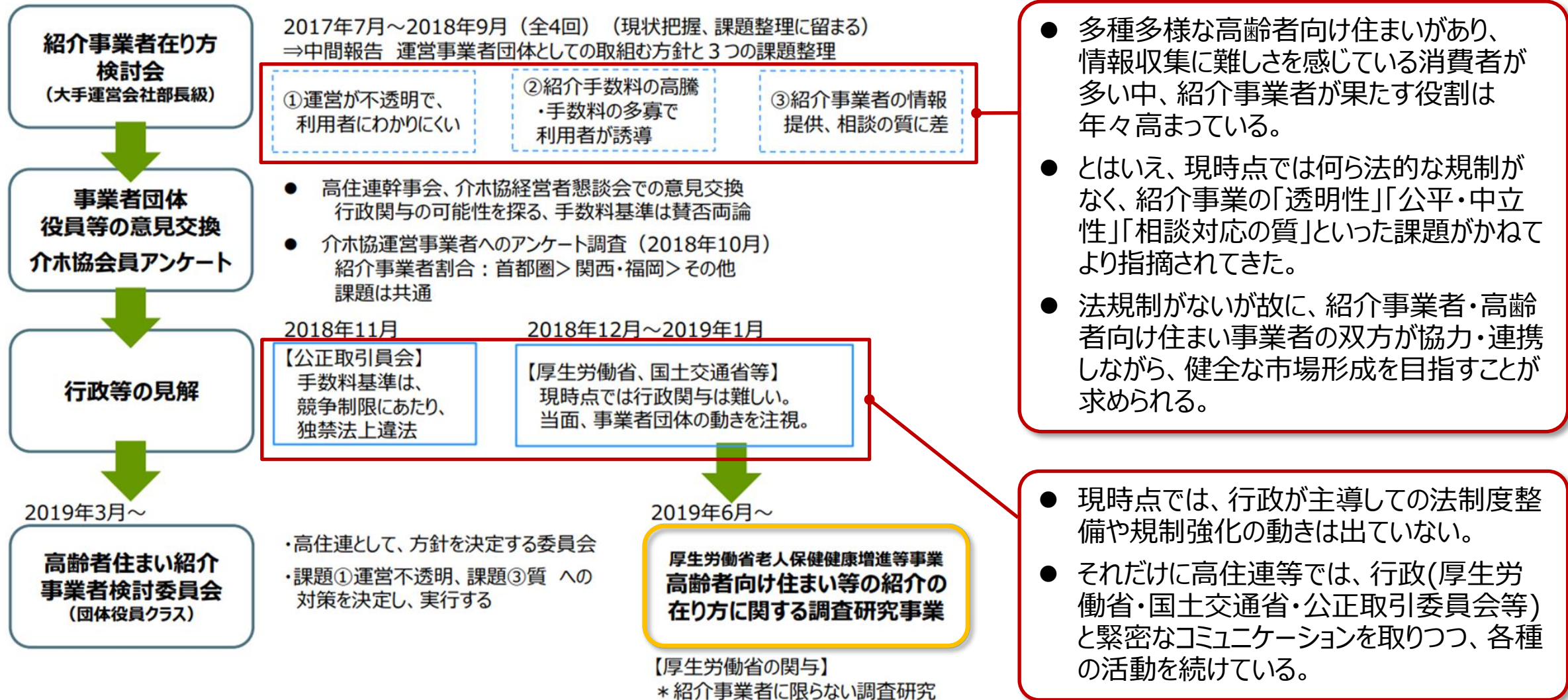


回答数：3,106施設

- 紹介事業者との契約状況(法人契約)は、介護付有老で6割弱に対し、住宅型有老およびサ高住では3割。
- 契約する紹介事業者の数は、介護付有老で平均97社、住宅型有老で同25社、サ高住で同14社。
- 首都圏・近畿圏の介護付有老では、新規入居者のうち紹介事業者を通しての入居割合が5割超。
- 紹介事業者に支払った紹介手数料(新規入居者1人あたり)は、介護付が平均32万円、住宅型が同20万円、サ高住が同18万円。どの施設類型でも、施設総額費用や家賃相当額が高い施設のほうが手数料が高い傾向にある。

2-2 紹介事業をとりまく現状と課題②：紹介事業の課題と各種の動き

- 高齢者住まい事業者団体連合会(高住連)では、2017年度より紹介事業者のあり方について、各種の検討を行ってきた。



2-3 高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度：制度の概要-1

- 厚生労働省の老健事業による調査研究の成果等も踏まえ、高齢者住まい事業者団体連合会(高住連)は2020年、「高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度」を創設した。

高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度

現在287事業者が
届出

1. 目的

本制度は、入居検討者やその家族、ケアマネジャーや医療機関にとって、高齢者向け住まいの相談先の参考となるよう、高齢者向け住まい紹介事業を行う事業者（紹介事業者）の一覧を公表するとともに、紹介事業者の相談・紹介の質を高めることを目的とします。

2. 届出公表制度

紹介事業者は、高齢者住まい事業者団体連合会（高住連）に「4」に規定する項目について届出（毎年更新）をします。届出事項に変更があった場合には、変更事項を通知します。

高住連は、届出があった紹介事業者を公表するとともに、構成団体、その会員および厚生労働省に報告します。なお、「3」に規定する項目が遵守されない場合、届出項目に虚偽が判明した場合、高住連は公表を取り消す場合があります。

3. 届出にあたっての遵守項目

紹介事業者は、行動指針と以下の6項目を遵守することに同意した上で届出してください。

【行動指針】

高齢者向け住まいの相談・紹介にあたっては、入居検討者の心身の状況や希望に沿って、その方にとってのふさわしい住まいや暮らし方を公正・誠実に提案し、利用者にとってのベストマッチが実現されることを目指します。

2-3 高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度：制度の概要-2

高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度（続き）

【遵守項目】

- ① 紹介事業者は、入居検討者に対し、地域の高齢者向け住まいの一部から紹介している場合には、その旨（**すべての高齢者向け住まいから紹介しているわけではないこと**）を説明します。
- ② 紹介事業者は、高齢者向け住まいと、**紹介手数料の支払いルール**（紹介案件の有効期間、短期契約終了時の手数料返金、複数の紹介事業者からの紹介重複時の取り扱い）を明確にします。
- ③ 紹介事業者は、個人情報保護の指針を定め、**個人情報保護の取組み**を行います。
- ④ 紹介事業者は、苦情が発生した場合に、その解決に努めます。
- ⑤ 紹介事業者は、介護保険法その他の法令を遵守します。
- ⑥ 紹介事業者は、反社会的勢力でないことを表明します。

4. 届出・公表項目

紹介事業者は、高住連に対し次の項目を連絡し、高住連は、これらの項目を公表します。すべて必須項目です。未入力の項目がある場合は届出受付・公表できません。

- 1 法人名称/2 運営上の呼称/3 代表者名/4 住所/5 電話番号/6 FAX番号/7 **総相談員数**/8 HPアドレス/9 紹介事業開始年月日/10 **契約法人数**/11 **契約ホーム数**/12 **相談拠点総数**/13 **紹介可能エリア**/14 **中心となる相談方法**

5. 研修

高住連及びその構成団体は、**紹介事業者に対して、高齢者向け住まいの理解が深まるよう、研修等の機会を提供します。**
紹介事業者は、当該研修等を受けるよう努めてください。

（以下略：6.紹介事業の在り方の研究/7.運営/8.届け出方法）

2-4 今後の展望：課題の整理、関係者が取り組むべきこと

■ 高齢者向け住まい事業および紹介事業の健全な成長のために

1

【紹介事業の透明性や公平・中立性の確保】

本来的には、高齢者向け住まいの情報を得た消費者側がフィーを支払うべき。そうはなっていない現状で、どのようにして紹介事業の透明性や公平・中立性を高めていくか。また、適切ではない紹介事業者を自然淘汰の仕組みで本当に排除できるのか。

2

【相談対応の質の向上】

高齢者向け住まいの紹介では、施設の「不動産」的な情報を提示するにとどまらず、各種サービスや関連制度の情報提供、住み替えに伴って発生する諸課題に対するコンサルティングも往々にして必要になる。専門人材の育成を「誰が」「どのように」行えばよいのか。

3

【居宅介護支援事業所や地域包括支援センター等の役割】

高齢者向け住まいが少ない地方部では、これらの機関が住み替えに係る相談対応を引き受けているケースも多い。単に紹介事業者の底上げのみならず、これらの機関の高齢者向け住まいに関する理解や相談対応レベルをどのようにして向上していってもらうか。

4

【紹介事業に係る関連法制度や資格者制度の整備】

特定の情報を取り扱い、手数料等のフィーを得るビジネスである以上、消費者保護等の観点からも、一定の法制度や資格者制度等を整備することが望ましい。これらを視野に、関係事業者や業界団体としては、行政とどのような関係を築いて活動していくべきか。

5

【消費者が理解しやすい高齢者向け住まい市場の確立】

紹介事業が生まれた背景には、施設種類が多く複雑すぎる高齢者向け住まい市場の問題がある。川上で行うべきこととして、高齢者向け住まいに関する法制度の整理・再編を行い、もっとシンプルな市場を目指すべきではないか。

ご清聴ありがとうございました。

7月27日水

会議棟 701・702会議室

明日（7月27日）の座談会も
ぜひ参考にしてみてください。

座談会 13:00～14:30

紹介事業者相談員向けの基礎学習
ツール「eラーニング」の開発
厚労省老健事業での調査研究を踏まえて

- 基調講演 日本福祉大学 児玉善郎学長（座談会も登壇）
 - 座談会 厚生労働省 老健局 高齢者支援課 東條旭 課長補佐／高齢者住まい事業者団体連合会 光元兼二 事務局長／ソナエル 田中宏信 取締役 経営企画部長／東京ロイヤル 高齢者事業部 嘉門桂介統括執行役員／ファシリテーター：高齢者住宅新聞社 網谷敏数 社長
- 協力：高齢者住まい事業者団体連合会